

平成30年度農山漁村と企業による連携促進業務委託業務仕様書

1 目的

三重県は、企業と農山漁村を結びつけ、三重県内の農山漁村において、住民らとともに地域の資源（農林水産業、歴史文化、景観等）を活用し、新たな価値を創造・共有し、よりよい共生の関係づくりに取り組んでいる。このことをとおした地域活性化をさらに進めるため、農山漁村でできる企業活動（CSR・CSV活動）の情報を整理し、情報の受け手となる企業ネットワークを醸成する。

2 委託期間

契約締結の日から平成31年3月22日（金）まで

3 業務内容

企業と農山漁村の連携促進のため、以下の業務を実施する。事業の実施にあたっては、県と十分な協議を行うこと。

（1）業務内容

ア 三重県の農山漁村との連携に関心を持つ企業の醸成

農山漁村との連携に関心を持つ企業を増やし、連携の受け手となる企業を育成するための講座を開催するとともに、企業担当者等のネットワークづくりを進める。【関連講座2回以上開催】

講座の開催にあたっては、企業担当者が連携先として三重県の農山漁村を検討するよう内容等を工夫すること。

なお、講座の講師依頼、受講者の募集及び、会場の手配、設置・撤去、受付、進行は受託者が行うものとする。

イ 農山漁村と企業による連携促進

企業が自社の持つ強みを農山漁村地域で実践するための現地研修を実施する。研修の実施にあたっては、企業の視点から地域においてCSR・CSV活動につながるアイデアづくりが行われるよう工夫すること。【県と協議の上設定した5地区で実施】

ウ 情報発信業務

三重のふるさと応援カンパニー推進事業の趣旨に沿い、企業に効果的な情報発信を実施する（企業向け情報誌へ三重県の取組を紹介する等）。

本業務の実施に必要な講師費用及び会場使用料等はすべて委託金額に含むものとする。ただし、講座受講者の交通費及び宿泊費は本人負担とする。

4 業務完了後の提出書類

委託期間内に、事業実施報告書の提出を次のとおり行うこと。

- ①委託業務の実施内容及び効果検証を記載した「委託業務報告書」
(原則としてA4版・両面印刷) 1部(提出時期:委託業務完了時)
- ②委託業務において生じた成果物各1部(提出時期:随時)
- ③写真等業務の履行状況が確認できるもの1部(提出時期:随時)
- ④必要があれば実施内容の説明資料1部(提出時期:随時)

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けること。また打合せ場所は原則として三重県農林水産部内とする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許使用等諸権利は、三重県に帰属するものとする。
- (5) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてならない。